

**確定申告の際は『控除証明書』の提出を忘れずに！！**

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などの証明書の添付が義務付けられたことは広報12月1日号でお知らせしましたが、これから確定申告などを行う方は、**社会保険料控除として国民年金保険料の証明書や領収書が必ず必要になりますので、申告を行うまで大切に保管してください。**

すでに送付されている証明書の内容は、昨年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、昨年10月以降に納付した方については本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。

また、国民年金保険料は被保険者本人だけではなく、世帯主は世帯員の保険料を、配偶者は他方の配偶者の保険料を連帯して納付する義務があります。**生計を同一とすご家族の国民年金保険料を納付した時はその納付額の全額が納付した方の所得税などの控除の対象となります**ので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際にはご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

◆控除証明書に関する専用ダイヤル ☎0570-00-9911 (3月17日までの平日9:00~17:00)

◎問い合わせ先 一関社会保険事務所 ☎23-4246

**一関市博物館案内**

申込先・問い合わせ先 博物館 ☎29-3180

**テーマ展3  
実録・伊達騒動—田村家文書の世界II—  
会期 1月4日(水)~3月5日(日)**

仙台藩4代藩主、幼君・亀千代の後見として伊達兵部宗勝とともに藩政を担った田村右京宗良。兵部宗勝を中心としたお家騒動の渦中にあった田村家には関係資料が多く残されました。これらを紹介しながら、事件の実像に迫ります。

**関連行事**

◆展示解説会… 2/26(日)14:30~15:30

**ごみステーション**

**ごみの減量化・資源化にご協力を**

日ごろから、市民の皆さんにはごみの減量化・資源化にご協力いただいておりますが、限りある資源を大切に利用していくために、ごみの減量化・資源化についてもう一度確認してみましょう。

- ★資源ごみは、子ども会・公衆衛生組合などで行う資源回収事業に出したり、分別し収集日を守って出していただくと、確実に資源化できます。
- ★生ごみは、電気式生ごみ処理機、コンポストなどでたい肥化して家庭で有効利用することにより、燃やすごみを減らすことができます。また、生ごみを燃やすごみに出す場合であっても、よく水を切って出しましょう。
- ★買い物の際には、レジ袋をもらわなくても済む買い物袋(マイバッグ)を持参したり、使い捨ての商品よりも詰め替えのできる商品を購入していただくことでも、ごみの減量化になります。
- ★まだ使えるようなものは捨てず、必要な方に差し上げたり、工夫やアイデアで再利用に努めましょう。物を大事に長く使うこともごみの減量化につながっていきます。

◎問い合わせ先

本庁生活環境課環境衛生係 ☎21-8341

**ほらふき大会**

東山地域新春恒例のほらふき大会を本年も開催します。

思いっきりほらを吹いて不景気を吹き飛ばし、夢や希望を膨らませてみませんか。

- ◆日時… 2月5日(日)10:00~
- ◆会場… 田河津公民館和室
- ◆発表時間… 7分間
- ◆テーマ… 自由(ただし、個人のプライバシーや名誉を傷つけないように配慮してください)
- ◆表彰… ほらふき大賞、ユーモア賞、いきいき賞(全員に参加賞があります)
- ◆その他… 飛び入り参加も可能です。

◎申込先・問い合わせ先… 田河津公民館 ☎47-2349

**確定申告は 自宅で作成してお早めに  
国税庁ホームページで確定申告書が手軽に作成できます**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税・消費税の確定申告書のほか、決算書・収支内訳書も作成できます。

画面の指示に従って、必要事項を入力。ご自宅のプリンターで印刷したものを提出用にご使用いただけます。

インターネットをお使いの方はぜひご利用ください。

郵送など送付による提出が便利です。どうぞお早めに。

◆国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>



<b>確 定 申 告</b>	所得税・贈与税・事業税・住民税	個人事業者の消費税・地方消費税
	<b>3月15日(水)まで</b>	<b>3月31日(金)まで</b>

◎申告と納税は期限内に。◎納税は便利な振り替え納税で。